

「公証人手数料令の一部を改正する政令案」に関する意見募集の結果について

法務省民事局総務課

「公証人手数料令の一部を改正する政令案」について、令和6年9月3日（火）から同年10月3日（木）までの間、意見募集を行ったところ、17件の御意見が寄せられました。

これらの御意見のうち、今回の意見募集の対象となっているものについての御意見の概要及び御意見に対する考え方を、別紙のとおり公表します。

なお、この意見募集に係る政令案は、「公証人手数料令の一部を改正する政令（令和6年政令第353号）」として、同年11月22日（金）に公布されましたので、お知らせします。

御協力ありがとうございました。

	御意見の概要	御意見に対する考え方
1	政令案に賛成する。	賛同意見として承ります。
2	近年スタートアップの倒産が増えている傾向もあり、定款認証手数料の引下げ措置が持続可能なスタートアップ創出に功を奏するか懸念があり、今後の動向を見守る必要がある。	御意見は今後の検討の参考にさせていただきます。
3	公証人による定款認証を撤廃していただきたい。株式会社の設立時の定款認証に合理的な必要性はあるか、根本的なところから見直してほしい。	定款認証制度は、定款や法人格の存立をめぐり紛争の予防、不正な起業・会社設立の抑止、マネー・ロンダリング対策（実質的支配者の把握）といった機能を果たしていることから、必要性が認められる制度であると考えております。
4	前回（令和4年1月）の手数料引下げの際の意見募集の結果では「公証人の行う業務に係る手数料額については、公証人の業務の維持の観点や業務の内容、当事者の受ける経済的利益を考慮しつつ、物価の状況なども勘案して定める必要がある」と記載されている。そこから、短期間にその前提が変化しているとは考えにくいとその点の検証はされているのか。公証制度の担う役割と負担からも、検証を行い、これを示して引下げを行うべきである。	御指摘の観点に加え、前回の手数料引下げの後に「スタートアップ育成5か年計画」が策定されるなど、スタートアップに対する更なる支援が求められる状況となっていることなども踏まえて、一定の要件の下で手数料額を引き下げることとしたものであり、原案が相当であると考えております。
5	1万5000円の減額が「スタートアップの法人設立時における財政的基盤の乏しい起業家の負担を軽減し、スタートアップの創出を加速する」ことになるとはとても考えられない。	財政的基盤が特に乏しい小規模の会社にとっては3万円の定款認証手数料であってもその負担はなお相対的に重いものといえ、その更なる引下げが一層の起業促進に効果があると考えております。
6	実費を勘案して設定したのであれば、資本金100万円以上であっても作業量は大きくないはずなのに、資本金100万円以上について減額しないことは不合理的。根拠となる統計データを示すべきである。	公証人の手数料は、当事者の受ける経済的利益や公証人の行う業務の内容、公証人の業務への影響といった観点を考慮しつつ、物価の状況なども勘案して定める必要があると、これらの事情に照らすと、原案が相当であると考えております。
7	資本金100万円未満の会社設立につき、新たな低額の基準額（例えば60万円未満）として、手数料を1万5000円とする制度を創設するのはやむなしと考えるが、100万円未満の資本金の会社設立の手数料を3万円とする現行制度は存続させるべきである。	公証人の手数料は、当事者の受ける経済的利益や公証人の行う業務の内容、公証人の業務への影響といった観点を考慮しつつ、物価の状況なども勘案して定める必要があると、これらの事情に照らすと、原案が相当であると考えております。
8	会社設立の適法性審査という専門資格者が関わる高度の法律事務が求められていることに照らすならば、起業家はこれまで同様に法的利益を享受することができ、専門資格者の果たすべき役割も変わらないことから適法性審査に関する費用負担の適正化については、慎重な対応が図られるべきである。	御意見は今後の検討の参考にさせていただきます。
9	実体法や法実務に精通する公証人による定款認証は、定款の法的内容チェックの他、発起人の適正（反社・マネロン）チェックも不十分とはいえず含まれ、会社設立において、設立後の社会全体の取引安全に資する重要な基礎を築く過程となるものといえる。昨今の設立のハードルを安易に下げる動きを見るに、マネー・ロンダリングや各種詐欺などの温床となるようなペーパーカンパニー等の会社設立の乱用がスタートアップ創出の加速などという美名の下に多く行われているという現状への認識が非常に甘いと思われる。	御意見は今後の検討の参考にさせていただきます。
10	スタートアップ起業創出加速の観点に加えて、良質な公証役場のサービス維持のための財政基盤にも配慮する必要があるが、そちらの配慮が欠けているように思われる。定款認証手数料の減額分相当の役場維持費を国が負担すべきである。	公証人の手数料は、当事者の受ける経済的利益や公証人の行う業務の内容、公証人の業務への影響といった観点を考慮しつつ、物価の状況なども勘案して定める必要があると、これらの事情に照らすと、原案が相当であると考えております。原案のとおり手数料額を引き下げたとしても、公証人の業務の維持が直ちに著しく困難になるものではないと考えております。

※ 本改正と直接の関係がないため掲載しなかった御意見や御質問についても、今後の制度の在り方等の検討に当たって参考とさせていただきます。